

学校で予防すべき感染症および出席停止期間の基準

2012. 4 改正

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は出席停止の扱いになります。

<第1種>

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
エボラ出血熱	発症から治癒するまで
クリミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルグ病	
ラッサ熱	
急性灰白髄炎(ポリオ)	
ジフテリア	
重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N-であるものに限る)	

<第2種>

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
【注意】 ただし結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは この限りではない	

<第3種>

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそがないと認めるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
*その他の感染症	
<例> 感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・	
溶連菌感染症など	

*その他の感染症

感染症の種類や各地域の流行、学校内で感染症の発症・流行を防ぐために、学校長の判断で第3種の感染症とすることがあります。